

## 評議員会会議規則

1. 評議員会の成立には、全評議員の過半数の出席を必要とする。委任状（議決権を他の評議員または議長に委任する旨を記したもの）を提出した評議員は出席したものとみなす。委任状は、郵送、ファクスまたは電子メールにより提出する。
2. 評議員会の議決には、出席評議員（委任状を提出した評議員を含む）の過半数の賛成を必要とする。ただし、次の事項の議決には、全評議員の三分の二以上の賛成を必要とする。
  1. 会長から重要事項として提案された事項。
  2. 出席評議員（委任状を提出した評議員を含む）の過半数が重要事項と判断した事項。
3. 会員は、評議員会の議長に対して、評議員会の傍聴を求めることができる。

(1984年10月13日修正案可決。)

(2009年6月20日修正案可決。)